

三、金石文

長樂寺 蘆屋釜 (日高町上石 長樂寺所藏)

進美寺 鰐口 (日高町赤崎 進美寺所藏)

進美寺 梵鐘破片 (日高町赤崎 進美寺所藏)

気多神社 鰐口 (日高町上郷 気多神社)

文字入瓦破片 (日高町赤崎 進美寺出土同寺所藏)

一字一仏瓦経残片 (日高町赤崎 進美寺所藏)

善福寺宝篋印塔 (日高町夏栗 善福寺境内)

一石六地藏 (日高町浅倉 兵主神社境内)

観音寺 幡箱 (日高町観音寺 観音寺所藏)

観音寺本尊建立勸進札

(日高町観音寺 観音寺所藏)

長楽寺蘆屋釜（安土桃山時代）



昭和四五年町指定文化財

長楽寺の茶の湯釜は、
胴径二五・七糎高さ一九糎の京作尻張釜で胴面に
は、

奉寄進

泉州

住吉社

神楽

所

天正五年

九月吉日

願主

松田氏

大工

與治郎作

と、陽鑄されており、松田氏より泉州住吉社に寄進されたもので今から約七〇年程前篤志壇家により長楽寺に寄進されたものである。資料的にも貴重で、美術品としても価値がある。

進美寺鰐口（室町時代）



昭和四八年兵庫県指定文化財

鰐口とは、社寺の本堂の前に掛け、つるした太綱で打ち鳴らし、仏・神を参拝する道具。円形の下方に横長の口が開いているところから一般に鰐の口にみたくて呼ばれる。鎌倉時代以後に多く作製されたという。進美寺の鰐口は、直径六〇糎重さ四七・七五匁の堂々とした秀作のもので、右側に「但馬国養父郡進美寺」、左側の周囲に「明徳三年壬申六月十七日願主当山住侶幸円」の文字が陰刻されている。兵庫県でも九番目に古いものであるという。

進美寺梵鐘破片（室町時代）



進美寺に保存されている古梵鐘の破片で上下三三セ
ンチ、左右もほぼ同じ。材質はあまりよくない。楷書
体でつぎのような銘文が陰刻されている。

但州養父郡進美寺之鐘也

應永十年癸未八月廿二日

大願主 土居沙弥妙円

大工 大仲津助次

敬白

とある。應永十年（一四〇三）八月二十四日、土居沙
弥妙円が大願主となって、大工大仲津助次の手によっ
て作製された進美寺の梵鐘であったことがわかる。改
鑄の際、特に銘文の部分を残して保存したものと思わ
れる。他の部分は、鑄潰して、新しい梵鐘の材料とさ
れたものであろうか。

気多神社鰐口（室町時代）



昭和五二年町指定文化財

進美寺の明徳三年（一三九六）在銘の鰐口について、応永三十四年（一四二七）の在銘のある鰐口である。鰐口は、仏具である鉦鼓から発達したものとかわれ、鎌倉時代から室町時代にかけて秀作が多い。これは、直径三六糎。厚さ一四・五糎。右側に「奉懸但州気多惣社大明神」、左側に「応永卅四年丁十一月十五日願主敬白」の文字が陰刻されている。

また、同社にはこの他、「丹苧但馬上野江村惣社大明神」（右側）、「元祿九丙子年九月六日願主氏子中」（左側）の在銘の鰐口があり、裏に「室町住出羽大塚保味作」との文字があり、京都室町で保味なる大工によって铸られたことがわかる。

進美寺出土文字入瓦破片



昭和三十一年

九月、進美

寺講堂建設に

ともない土中

から発見され

た。焼失した

ものと見えて

白色に化して

いる。進美寺

の堂宇の屋根

の棟の端に飾

られていたものであろう。ヘラ書で「文安五」の文字銘が陰刻されている。このように瓦の表面に文字があるものを「文字瓦」と呼び、瓦製作の段階で生瓦に「ヘラ」で書いたものである。

一字一仏瓦経残片（平安時代）



褐色の板瓦に阿弥陀仏を

五列三段に一五体を陽刻

し、一体毎に法華経普門品

の経典を一字ずつ陰刻した

ものである。但馬では朝来

郡山東町の楽音寺から須恵

器甕に入って大正十四年に

まともって発見されていた

る。進美寺に所蔵する瓦経

の破片もほぼ同型に近い。

詳細な研究は同寺での経塚

などの発見の可能性もあ

り、今後に委ねなければな

らないが、とりあえず掲載

しておくこととする。

善福寺宝篋印塔（一部欠損）

（室町時代）

宝篋印塔と呼ばれる塔婆は、宝篋印陀羅尼經の經典を収めた供養塔で、一般に笠の上端と下端に段型塔身を、基礎の台座には段型、または反花を、そして屋蓋笠の四隅に隅飾りを作り出した単層の塔形で、石材加工のものが多く、この善福寺の宝篋印塔は、惜しいことに種子を刻んだ塔身を欠いている。しかし台座の四面には香様（格狭間）が飾られ、その上に古い形式の



相輪 高さ一九匁 径七匁
笠 高さ一九匁×幅二三匁
基壇 高さ一八匁×幅二四・三匁

反花座（かえりばなぎ）が美しい。笠の隅飾りも殆んど破損しているが、僅かに残っている部分から隅飾りが垂直であったことが知られて其の形式の古さを物語っている。正面にはつぎのような文字が陰刻されている。向って右に作善者の「沙弥道善」、同左に「応永九壬」の在銘がある。場所はもと夏栗小字寺口にあったが現在の善福寺境内に移されたものである。ともかく室町中期の標識となるままとまった型の秀作である。宝珠や請花が摩滅しているのが惜しまれる。

浅倉兵主神社前一石六地藏

(室町時代)



高さ六〇・五匁×幅三七匁

これは兵主神社前の旧村道拡張にともない土中から出土した一石六地藏である。地藏信仰は、末法到来のときの救済者として、地獄で苦しむ人々を救い導くも

のとあがめられ、鎌倉時代以降、民間に普及した。仏教の世界観では、衆生が生前の業因によって生死を繰返す六つの迷いの世界（地獄界・餓鬼界・畜生界・阿修羅界・人間界・天上界）があり、地藏菩薩を念ずることでの六道の世界から救われるとされた。六つの地藏を一石に刻んだ一石六地藏は、南北朝から室町時代にかけて盛んとなった。これには「長祿四年庚辰」の銘が刻まれており、家型文様に板碑の系譜のつながりがかがわれる。

観音寺幡箱（安土桃山時代）

志貴山観音寺への新調の幢幡の奉納にともない寄進
された杉製の幡箱である。上蓋の表書に

天正弐甲
戌（寄）

志貴山観音寺幡箱□軒奇進 敬白

六月吉日



上蓋（縦九〇厘×横四三厘）

また、裏書に

志貴山観音寺

天正二甲
戌六月吉日

幡箱□□奇進（寄）

敬白

とある。寄進主体の□軒は、減損して読めない。
幢幡は今は伝存していない。



觀音寺本尊建立勸進札（室町時代）

（表）

為於但州志貴山觀音寺御本尊建立勸進
 八百文宗尊律師十七廻忌 百文俊範法印
 百文瑞泰法眼 百文道林
 三百文慶範律師十三廻忌 百文覺祐律師
 百文聞近宗音禪定尼 百文妙意
 日曜
 三条方仏所御本尊建立光浦式人
 造立願主乙己歳慶覚常喜坊 永正十七年庚辰八月五日
 心宿

（裏）

逆修 百文朝宗律師 百文宥了 百文助衛門
 百文三郎右之門 五十文千代女
 百文造立願主 百文右和殿 五文五郎大夫
 百文栗山弥吉之門 五十文四郎左之門
 百文妙珍禪尼 五十文五郎衛門
 五十文子々二女 式百文太浦殿光浦

表



裏



（長七五糎×幅三糎×厚一糎）

但馬国志貴山観音寺本尊造立にともなう勸進札である。永正十七年（一五二〇）八月の造立にかかり、願主は常喜坊慶覚、佛師は京都三条佛所の光浦。本尊建立に際して多くの住僧の勸進があったことがわかる。特に有了、助衛門、三郎右衛門、千代女、右和殿、五郎大夫、栗山弥吉衛門、四郎左衛門、妙珠禅尼、五郎衛門、子々二女など、近郷近在の俗縁の檀那の喜捨によって造立されたことがみえて興味深い。

四、
古代古文書とその解説

東南院文書 一五七—一六二

(東京大学史料編纂所刊『大日本古文書』家わけ第十六「東大寺文書之三(東南院文書之三)」)

鳥兜下貼文書 一六三—一七〇

(奈良市 正倉院所藏)

但馬國司解し申し進上する奴婢の事

合せて進上奴婢五人三人の奴 價稻四千五百五十束

奴池麻呂年二十四 曆左上に黒子 價稻九百束

右出石郡少坂郷戸主外從七位下宗賀部乳主の奴、

奴糟麻呂年二十四 右目後に疵 價稻九百束

右同郡穴見郷戸主天生直山方の奴

奴藤麻呂年十五 鼻折左辺に黒子 價稻八百束

右同郡穴見郷戸主土師部美波賀志の奴、

婢田吉女年十九 左頬に黒子 價稻一千束

右朝來郡桑市郷戸主赤染部大野の婢

婢小當女年十七 頸の右に黒子 價稻九百五十束

右二方郡波太郷戸主采女直眞嶋の戸采女直玉

手の女の婢

以前、民部省去る天平勝寶元年九月二十日の符を

被るうむに傳つく、太政官今月十七日の符を被るうむに傳つく、

大納言正三位藤原朝臣仲麻呂の宣を被るうむに傳つく、

勅を奉るに、奴婢年三十已下いげ十五已上いじょう、容貌端正、

一五七、但馬國司解（東南院文書）

紙面ニ「但馬國印」二十五アリ

但馬國司解 申進上奴婢事

合進上奴婢五人三人奴 二人婢 價稻肆仟伍伯伍拾束

奴池麻呂年廿四 曆左上黒子 價稻玖伯束

右出石郡少坂郷戸主外從七位下宗賀部乳主之奴

奴糟麻呂年廿四 右目後疵 價稻玖伯束

右同郡穴見郷戸主天生直山方之奴

奴藤麻呂年十五 鼻折左邊黒子 價稻捌伯束

右同郡穴見郷戸主土師部美波賀志之奴

婢田吉女年十九 左頬黒子 價稻壹仟束

右朝來郡桑市郷戸主赤染部大野之婢

婢小當女年十七 頸右黒子 價稻玖伯伍拾束

右二方郡波太郷戸主采女直眞嶋戸采女直玉手女之

婢

以前、被民部省去天平勝寶元年九月廿日符傳、被太政

正税を用い價直(宛)に充て、和買(買)い貢進する者れば、省宜しく承知し、前の件の數に依り、諸國に仰せ下し、買い貢上せしめよ、但し奴婢を論ぜず、得るに隨うのみ者れば、國宜しく承知し、狀に依り施行せよ者れば、謹んで符の旨に依り、件の奴婢買い取り進上前(さま)の如し、仍つて朝集使(あまみ)目從六位下賀茂直秋麻呂に便付して申し送る、謹んで解す

天平勝寶二年正月八日 史生從八位上土師宿

祢(自署)「田次」

從五位下行守勳十二等楊胡史(自署)「眞身」(まみ) 正六位上

行掾縣犬養宿(自署)「吉男」

「東大寺(別筆)に送る 同月十七日調信女宣し、少忠

出雲臣屋万里奉す」

〔語注〕

- ① 解(ゲ) 下級の役所から上級の役所への上申書。
- ② 以前(イゼン) 前の二箇条以上の事柄をうける。
- ③ 被(ヒ) 民部省去天平勝寶元年九月廿日符一傳(ひと)の符を被

官今月十七日符傳、被大納言正三位藤原朝臣仲麻呂官奉、勅、奴婢年卅已下十五已上、容貌端正、用正稅宛價直、和買貢進者、省宜承知、依前件數、仰下諸國、令買貢上、但不論奴婢、隨得而已者、國宜承知、依狀施行者、謹依符旨、件奴婢買取進上如前、仍便付朝集使目從六位下賀茂直秋麻呂申送、謹解、

天平勝寶二年正月八日史生從八位上土師宿祢(自署)「田次」從五位下行守勳十二等楊胡史眞身 正六位上行掾

縣犬養宿祢「吉男」

「送東大寺(別筆)

同月十七日調信女宣
少忠出雲臣屋万里奉」(紫散)

るに傳(ひと)云く。最後の「者」がこの傳に対応する。④ 朝集使(チヨウシユウシ) 律令制において、諸國から所管の国郡司の考文(勤務評定書) および雜公文をどけるため毎年上京する使。国司の目(ま)以上が任命された。四度の使の一つ。

⑤ 楊胡史眞身(ヤコノフビトマミ)

但馬国守。『東大寺要録―緣起章―』によれば、大

仏造營献金者の中に彼と子息四人が、一千貫文ずつを献金しているという（通史編一二二頁参照）。

〔解説〕

天平勝宝元年（七五〇）九月 奈良に大仏造營を勅願した聖武天皇は、年三十歳以下十五歳以上で、容貌端正な奴婢を広く諸国に募って貢進することを命じた。貢進に際しては正税を用いてその代価に宛てると

している。勅を奉じた太政官符をうけて、民部省符が諸国に発せられ、この民部省の命令で但馬国の国守楊このふびとまみ胡史真身等は、国内の郷の戸主から三人の奴、二人の婢、計五人の奴婢を四千五百五十束の価値で買得して朝集使に付けて貢進したことがわかる。奴に対して婢の代価の方が高いこと、黒子や顔疵が目印とされていることなどがわかる。

但馬國司牒^①を上る 造東大寺司

合せて進上する奴二人

奴池麻呂

奴糟麻呂

右件の奴、民部省去天平勝寶元年九月二十日の符に依り、去る正月八日を以って進上已に訖ぬ、此故無く二月二十六日を以って逃げ來る、仍って奴の正身を捉えて、本主の大生部直山方等に付して進上前の如し、今事の狀を具して謹んで牒す、

一五八、但馬國司牒（東南院文書）

字面ニ但馬國印十四顆ヲ捺セリ、

但馬國司牒上 造東大寺司

合進上奴貳人

奴池麻呂

奴糟麻呂

右件奴、依民部省去天平勝寶元年九月廿日符、以去正月八日進上已訖、此无故以二月廿六日逃來、仍捉奴正

天平勝寶二年三月六日

史生正七位上臣勢朝臣「古万呂」(自署)

守從五位下勳十二等楊胡史「直身」(自署)

掾正六位上縣犬養宿禰「吉男」(自署)

〔語注〕

①牒(チヨウ) 牒は令によれば、主典(從七位)以上の官人が諸司に上申する文書。しかし、この牒はそれとは若干異なっていて、官制上、上下の統属関係が明確でない機関相互——たとえば、官司と寺家——に交される文書。唐の牒制が準用されたものらしい。

②符(フ)

上級官庁(この場合は民部省)から下級官庁へ下達する文書様式。

③故無く(ユエナク) さしたる理由もなくの意。

④正身(シヨウシン) 身体そのもの。本人自身。

⑤本主(ホンシュ) 本来の所有者。

⑥事の状を具して(コトのサマをグシテ)

身、付本主大生部直山方等、進上如前、今具事狀、謹牒、

天平勝寶二年三月六日

史生正七位上臣勢朝臣「古万呂」(自署、下同)

守從五位下勳十二等楊胡史「眞身」

掾正六位上縣犬養宿禰「吉男」

事狀を詳しく書いて。

⑦署名の「守」は但馬守。「掾」も同じく但馬掾。

〔解説〕

天平勝寶元年(七四九)九月の民部省の命令を受けて但馬から造東大寺司に貢進されていた二人の奴が、さしたる理由もなく二月二十六日を以って本国に逃げ帰ったので、この逃亡の奴本人をつかまえてもとの所有者である大生部山方等につけて再び送り返すという但馬国司の牒である。奴隸身分に落されていた奴婢が、但馬から奈良の都の東大寺に貢進され、大仏造営に駆使されていたものであろうか。故郷への望郷の念にかられて本国に逃亡しているのである。

但馬國司牒を上る 造東大寺司

奴藤麻呂

右件の奴、民部省去天平勝寶元年九月二十日の符に依り、去る正月八日を以って進上已に訖ぬ、此故無く四月二十五日を以って逃來る、仍奴の正身を捉えて、本主の土師部美波賀志に付して進上前の如し、謹んで牒す、

天平勝寶二年五月九日史生從八位上土師宿禰「田次」
(自署)

正六位上行縣犬養宿禰「吉男」
(自署)

一五九、但馬國司牒（東南院文書）

字面ニ但馬國印七顆ヲ捺セリ、

但馬國司牒上 造東大寺司

奴藤麻呂

右件奴、依民部省去天平勝寶元年九月廿日符、以去正月八日進上已訖、此无故以四月廿五日逃來、仍捉奴正身、付本主土師部美岐賀志、進上如前、謹牒、

天平勝寶二年五月九日史生從八位上土師宿禰「田次」
(自署下同)

正六位上行縣犬養宿禰「吉男」

〔語注〕

① 正身（シヨウシン）を捉えて 本人をつかまえての意。

② 本主の土師部美波賀志に付して進上とは、本主に責任を負わせて進上させるの意。

③ 行（ギョウ） 官と位が規定どおり、即ち官位相当で

あれば、官を先に位を後に書く。しかしそれが不相当の場合には位を先に書き、官を後に、かつ不相当を示すために位が官に比べて規定より高ければ「行」字、官が高ければ「守」字を位と官の間に書くのが通例であった。

〔解説〕

前号文書と同様に、民部省の命令で但馬国から造東大寺司に貢進されていた奴が本国に四月二十六日を以つて逃げ帰ったので、これをとらえて本主につけ、再び送り返すというものである。奈良時代の律令社会の

奴隷の生活の悲惨さを物語っていると共に、彼等の抵抗の姿が読みとれる。さきの池麻呂・糟麻呂の二人の奴に続いて、この藤麻呂が東大寺の支配のもとから脱走し、本国但馬に逃亡したことを伝えている。

返抄案^①

東大寺三綱 牒す但馬國司

一 奴藤麻呂

右件の奴、五月九日の牒の旨に依り請くる所^すに^す已に^す訖ぬ、仍つて即ち本主土師マ美波加志に附して牒を報ずるところ前の如し、今狀を注し、以つて牒す、

一 奴池麻呂 糟麻呂

右三月六日の牒を得るに云く、奴の池麻呂等故無く二月二十六日を以つて逃げ來る、仍つて奴の正身を捉えて、本主の大生部直山方等

一六〇、東大寺三綱返抄案

(東南院文書)

返抄案

東大寺三綱 牒但馬國司

一 奴藤麻呂

一 右件奴、依五月九日牒旨、請「已」訖、仍附奴主土師マ美波加志^{報牒}如前、今注狀、以牒、

一 奴池麻呂 糟麻呂

右得^(去カ)三月六日牒云、奴池麻呂等无故以二月廿六日逃來、仍捉奴正身、附本主大生部直山方、進

に付して進上す者^へり、即ち三月十六日を以つ

て逃亡す、今狀を注し、以つて牒す、

天平勝寶二年五月十三日 都維那僧

上坐^②法師

知事法師

上者、即以三月十六日逃亡、今注狀、以牒、

天平勝寶二年五月十三日都維那僧

上坐法師^(安寛)

知事法師

〔語註〕

① 返抄案（ヘンシヨウアン） 請取狀の案文。

② 上坐（ジョウザ）

正式には上座と書く。上座・寺主（または知事）・都維那^{さいご}は各寺院の政所である三綱^{さんこう}の構成員。この場合は、東大寺の統轄機関である東大寺三綱の成員をいう。彼等は字侶集会によって推挙され、一定の期間を輪番で務めた。三綱は別当の下で政所を構成し、寺院内部の執務にあたった。

〔解説〕

この文書は、東大寺三綱から但馬国司に出された請取狀の案文である。

天平勝寶二年（七五〇）五月九日、但馬国司牒によつて故なくして逃亡した東大寺の奴藤麻呂、同じく同年三月六日、但馬国司牒によつて逃亡の奴、池麻呂・糟麻呂の三人の奴が本国に逃げ帰つたので、これらをとらえて本主につけて再び送り還されたが、これらの請取の返抄の案文がこれである。そこで注目されるのは、奴池麻呂・糟麻呂が再び三月十六日に逃亡したこととを報じていることである。人身を緊縛された奴が逃亡という手段によつて繰り返し果敢にも抵抗している姿が読みとれる。

〔端裏書〕
「但馬」

但馬國司牒を上る 造東大寺司

奴糟麻呂

牒す、件の奴民部省去る天平勝寶元年九月二十日の符に依り、去る正月八日を以て進上已に訖ぬ、此故無く二月二十六日を以て逃げ來る、即ち正身を捉えて三月六日を以て進上已に訖ぬ、此亦今月二日を以て逃げ來る、仍って正身を捉え本主大生部直山方に付して進上前の如し、請くるに至り狀に准じて領納せよ、以って牒す、

天平勝寶二年六月二十六日

史生正七位上臣勢朝臣〔古万呂〕牒す

掾正六位上縣犬養宿祢〔吉男〕

守外從五位下勳十二等壬生使主〔宇太萬侶〕

一六一、但馬國司牒（東南院文書）

字面ニ但馬國印十二顆ヲ捺セリ、

〔端裏書〕
「但馬」

但馬國司牒上 造東大寺司

奴糟麻呂

牒、件奴依民部省去天平勝寶元年九月廿日符、以去正月八日進上已訖、此无故以二月廿六日逃來、即捉正身以三月六日進上已訖、此亦以今月二日逃來、仍捉正身付本主大生部直山方進上如前、至請准狀領納、以牒、

天平勝寶二年六月廿六日

史生正七位上臣勢朝臣〔古万呂〕牒

掾正六位上縣犬養宿祢〔吉男〕

守外從五位下勳十二等壬生使主〔宇太萬侶〕

〔語注〕

①端裏書（ハシウラガキ）

文書の右端の裏に受取者の側で書き入れた記事をい

う。

②已訖（スデニオワンス）完了したことを示す。

〔解説〕

奴の糟麻呂は、池麻呂と同じく逃亡して本国に逃げ帰ったが、前号文書によって、天平勝宝二年（七五〇）

〔端裏書〕
「枚三」
奴婢帳 天平勝寶二年」

〔東〕大寺三綱 牒す 但馬國司 案文

奴糟麻呂 奴池麻呂同日逃げ走る

牒す、上件の奴、重數逃げ走る、故に即ち本主大生方方に付して還送す、但し先の官符に合せて交易し貢上するのみ、今狀を注し、以って牒す

天平勝寶二年七月二日 都維那僧

〔安寔〕
上坐法師

知事法師

五月十三日本主大生部直山方に付して東大寺に送り還されたことがみえる。しかし、糟麻呂は同年六月二日に再び但馬へ逃亡したので、再度本主に付けて送還するという内容の但馬國司牒である。

一六二、東大寺三綱牒案（東南院文書）

〔端裏書〕
「枚三」
奴婢帳 天平勝寶二年」

〔東〕大寺三綱 牒但馬國司 案文

奴糟麻呂 奴池麻呂同日逃走

牒、上件奴、重數逃走、故即付本主大生山方還送、但合先官符交易貢上耳、今注狀以牒、

天平勝寶二年七月二日 都維那僧

〔安寔〕
上坐法師

知事法師

〔語注〕

① 奴婢帳（ヌヒチヨウ）

律令制下の賤民である奴（男）・婢（女）を書上げた帳簿。この場合は東大寺の奴婢帳。

② 同日逃走（ドウジツニニゲハシル）

奴池麻呂がこの日にまた逃亡したことをいう。そこで新たに交易して進上し数を合せることになる。

③ 官符（カンブ） 太政官符。

〔解説〕

奴糟麻呂・池麻呂は再三再四にわたって逃亡して本国但馬に逃げ帰った。その都度本主に付して送還されたが、池麻呂は同日三度目の逃亡を企てた。そのため別の奴婢を新たに交易して進上せしめるように但馬国司に報じた東大寺三綱牒の案文である。

一六三、解文斷簡（鳥兜下貼文書）



「高田驛家戸主牧田連麻呂^{〔戸口カ〕}□□丸部虫麻呂^{五年}五右、依久松所出既糶斷辛苦侍、仍注状請

處分事、謹以解

天平勝寶九歲八月廿日

高田驛家の戸主牧田連麻呂の戸口丸呂年三十右、
 久しく船所^③に出るに依り既に糧断えて辛苦し侍
 る、仍^④つて状を注して處分を請うの事、謹んで以
 つて解す^⑤

天平勝寶九歲八月二十日

〔語注〕

①高田駅家（タカダノヤクケ）

古代の官道に設けられた駅伝の制によって高田に駅
 家が設定されていたことがわかる。令の規定に「凡そ
 諸道に駅置くべくは、里毎に一駅を置け」とある。『但
 馬太田文』に「高田郷」「高田莊」がみえ、また永享三
 年（一四三二）『御前落居奉書』にも「真如寺領但馬国
 高田庄年貢事」などとあり、養父郡石禾の地に高田の
 地名が存する。ここは山陰道が和田山から八鹿と、広
 谷を経て八木へ向う分岐点の要所にあたる。牧田連が
 高田に置れていた駅家の駅戸であったことがわかる。

②戸口（ココウ）

戸（郷戸）は一般に20〜30人よりなるが、その統轄
 責任者が戸主で、戸主以外を戸口という。

③船所（フナドコロ）

封物としての物資を中央へ運搬する国衙の水運施
 設。円山川流域の国府の近くに設けられていたもの
 か。駅家の戸口が船所に駆り出されて久しいとあり、
 糧が断えて辛苦しているのであるから高田駅家の近辺

というよりは、国府の近くにあったとみた方が妥当の
 ように思われる。

④侍（ハベリ）

平安時代の後期ごろからこれに代って「候」^{モウロウ}が用い
 られるようになる。

⑤以解（モツてゲス）

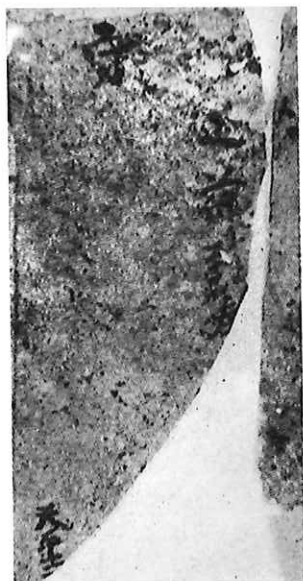
文書の結びにある文言で書止^{かきとめ}という。解（上申文
 書）では一般に「謹解」と「以解」との二様があった。
 ここでは「謹以解」とあり丁寧な用法となっている。

〔解説〕

文書の部分が切断されて欠損しているが、比較的文意の明らかな文書である。断簡とはいえ、つぎのような内容が知られる。

但馬の高田駅家の戸主牧田連麻呂の戸口で丸部虫麻呂というものが、久しく船所に出仕して既に糧もつき、辛苦しているので、然るべき処分を申し請うところの解である。恐らく但馬の国衙に出されたものであろうか。

令の注釈書あなき穴記に駅・伝馬は「公使乗るところ也、



但し事急なれば駅に乗り、事緩なれば伝馬に乗る。」

とあるように駅伝の制は中央と地方を結ぶ官道に、官吏の往来に至便をはかるために設けられたものである。官道は丹波より朝来郡粟鹿に入り養父郡八鹿を経て八木川沿いに登り、関宮から村岡・温泉町を經由し、蒲生峠を越えて因幡に抜けるという山陰道がそれであった。ここにみえる高田駅家には、戸主の牧田連の姓があるが朝来郡和田山町の枚田ひらた附近に数多くの枚田姓がある。

一六四、某國符案断簡（鳥兜下貼文書）

「□符到奉□

守

天平十二〇」



〔解説〕

天平十二年（七四〇）の文書の末尾の部分で、本文は残っていない。「符到奉」とは「符到らば奉行せよ」の一部で国符の書止文言である。「守」とあるように国司の署名があったことがわかる。

一六五、但馬國移斷簡（鳥兜下貼文書）

「□丹後國司

□_(部カ)彼□□□」

〔解説〕

文書の袖の部分である。冒頭の「丹後国司」は、文書の充所で、国印が二顆捺してあり、印文から但馬国印と認められる。従ってこの文書自体は但馬国から丹後国に発給された但馬国移と思われる。



一六六、帳簿斷簡（鳥兜下貼文書）

「運□□」

東八把人別三〔宛カ〕
束三把□□

□□五百廿二〔束カ〕
」

〔解説〕

断簡であり、文書としての決め手を欠くが、内容から稲の出納についての帳簿類と思われる。



一六七、丹後國下達文書案斷簡

(鳥兜下貼文書)

「□□竹野熊野□郡司

求馬飼□□

右□□□□□□□□□□應□□□

者依牒旨下宜□□承知事□□
(郡カ) (カ)

□供□□乘馬五疋外駄二疋馬□
(行カ)

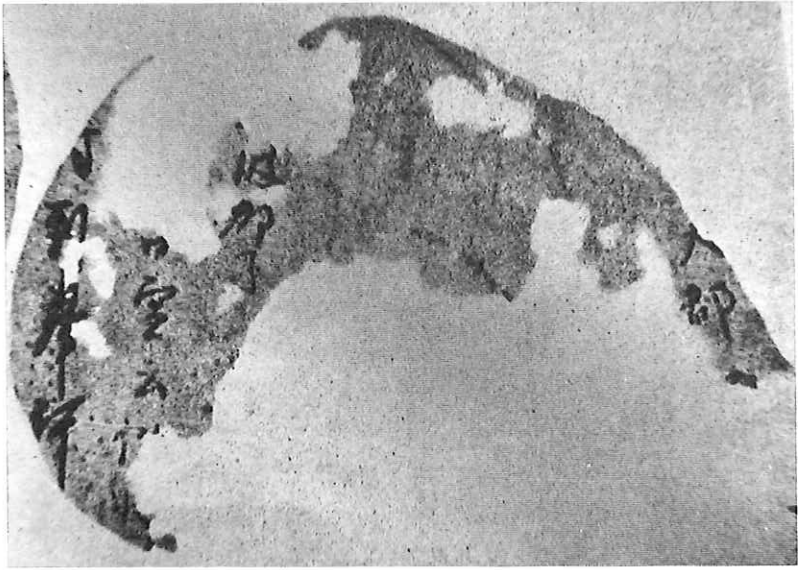
□□夫一十人如此施行不□□
(履カ) (得カ)

□□
(行カ)

〔解説〕

これも断簡で文意不明であるが、「竹野熊野」とするのは、丹後国の郡名であると解せられる。内容は駅伝に関するらしいことはわかるがよくわからない。

「施行」とあり、遺漏なきを記しているから牒の命令をうけて某所から竹野・熊野両郡の郡司にあてた丹後国の下達文書と解せられる。



一六八、某國符案斷簡（鳥兜下貼文書）

「 大郡 □

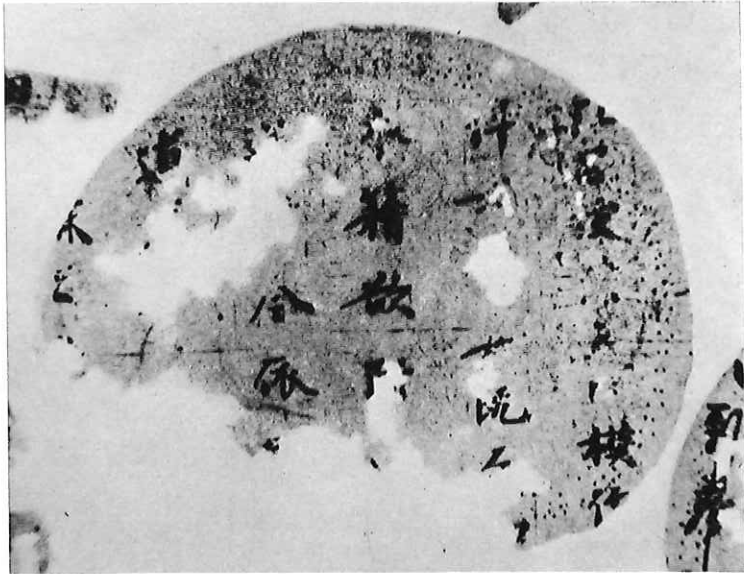
□波郡司

□口宣云〔伴馬カ〕□□□

□□〔符カ〕到奉行

〔解説〕

断簡である。「□波郡」は、丹後国丹波郡とみられ、丹波郡の郡司にあてた丹後国符の案ではなからうか。



一六九、但馬國文書斷簡

(鳥兜下貼文書)

「^{〔比カ〕}
□呂伎□□□模^{〔作カ〕}□」

^{〔件女カ〕}
□□□女既□□□

本籍欲附□□

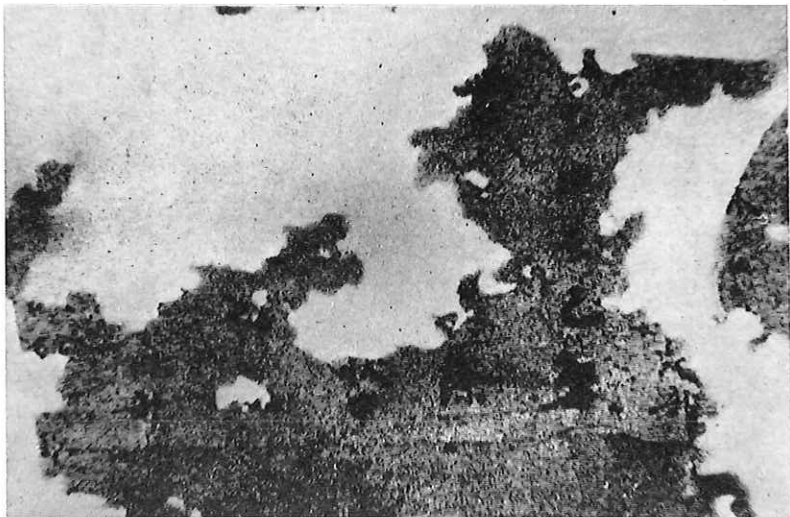
^{〔送カ〕}
□□今依□□

道□

□麻呂□□□

〔解説〕

首尾・天地を欠いた断簡である。文言から推して戸籍の貫附に関するものであろうが、文意不明である。但馬国印が捺されているところから但馬国の文書である。



一七〇、但馬國文書斷簡

(鳥兜下貼文書)

「田□□□部

□^{〔麻之〕}呂申云己娶

□除

□狀申

□姉之

□部

□□□^{〔以カ〕}

〔解説〕

これも首尾・天地を欠いている。印文から「馬」の字が辛うじて判読できるから但馬国の文書と考えられる。

これら一連の各種文書は、正倉院南倉に蔵されている伎楽の楽装束、緋繩鳥兜に裏張した反故紙の反故文書として残ったものである。鳥兜の作製にあたって切断されているため文書の断片しか伺えないのはそのためである。以下をここに採録するにあたっては、東野治之氏の紹介論文によった（同氏「正倉院蔵鳥兜残欠より発

見された奈良時代の文書と墨画」MUSEUM 二七八号）。氏によれば、鳥兜が、反故紙を利用していることなどからみて、材料の一部を国衙の物資に依存しており、この鳥兜の製作場所は丹後国とみられる。

但馬國太田文（二七一）

宮内庁書陵部所蔵本（底本）

東京大学附属総合図書館所蔵旧伴信友所蔵本

東北大学附属図書館所蔵旧狩野亨吉所蔵本

東京大学附属総合図書館所蔵旧坂田文庫所蔵本

兵庫県出石郡但東町中山 堀英哉所蔵本

東京大学史料編纂所蔵謄写本（旧色川三中所蔵本）

兵庫県城崎郡香住町下浜 帝釋寺所蔵本

東京大学史料編纂所蔵謄写本（旧太田義明所蔵本）

例言

一 但馬国太田文は種々の写本が伝わっているが、いずれも脱漏が多く、どの写本をとつても、完全とはいえない。従来、一般にテキストとしては、『続々群書類従』所収のもの、あるいは『三十幅』みそのや所収のものがあつたが、いずれも利用には堪えないものであつた。よつて、ここでは宮内庁書陵部本を底本とし、諸本と対校し、公刊する。

一 宮内庁書陵部本を底本としたのは、伝写の経過が明らかであること、写本としてすぐれていると判断されたこと、などの理由による（解説を参照）。

一 この太田文は、何度かの伝写を経たものであるため、誤記が甚だしいので、底本や諸本に拠りながらも、意に依つて改めた箇所がある。その場合は補注に理由を明示した。

一 諸本により異同のはげしい文字、たとえば、一と壹、十と拾、丁と町・甲、などはいちいち諸本を対校することをしなかつた。今それらの例を示せば、次の如くである。

二―式―貳、三―参―参、二―拾―拾、三―拾―卅、分―歩、郎―良（これは太郎―太良といったものに限る）、衛―エ、大―太、注―註、補―捕、与―與

これらは、原則として底本の字を用いたが（式は貳に統一）、断らずに俗字・異字を正字に改めたものがある。一 対校の結果、是とすべき文字を本文として採用し、その左傍（あるいは右傍―版組みの都合による）に・を附し、鬣頭（頭注）に異同を示した。なお、異同が多数字にわたる場合は、煩をさけるため*の記号を用いた

(・と*を同時に附することはせず、その際は*のみ用いた)。また、☆の記号を適宜使用した。鼈頭の記載は通例による。

一 体裁は原則的には底本に従ったが、意によって改めた場合がある。なお、各所領単位の末尾に記されている「不出註文之間任古帳注進之」といった但書等は、多くの写本では本文と同じ大きさの文字で書かれているが、見やすさを考えて、本文より小さい活字(8ポ)で示した。

一 たとえば、旧伴友所蔵本には『但馬考』によって補った記事がみられるが、このような追記は、記載がなかったものとみなした。

一 対校に用いた諸本は鼈頭では略稱を用いた。それを示せば次の如くである。

原 宮内庁書陵部所蔵本

イ 東京大学附属総合図書館所蔵旧伴信友所蔵本

ロ 東北大学附属図書館所蔵旧狩野亨吉所蔵本

ハ 東京大学附属総合図書館所蔵旧坂田文庫所蔵本

ニ 兵庫県出石郡但東町中山堀英哉所蔵本

ホ 東京大学史料編纂所蔵謄写本(旧色川三中所蔵本)

ヘ 兵庫県城崎郡香住町下浜帝釈寺所蔵本

ト 東京大学史料編纂所蔵謄写本(旧太田義明所蔵本)

一 刊本(『続々群書類従』『三十幅』『但馬考』)は対校に利用しなかった。

一 諸本の性格等その他は解説を参照されたい。

太、イ作大○年、へ此上
有乙酉字○之註進、へ作
註進之

但馬國太田文

太田太郎左衛門尉政頼
弘安八年之註進

朝來郡

當國二宮、へ無 ○領以
下七字、ホ無 ○跡、ト
作跡

當國二宮
粟鹿大社

領家染殿法印跡
百丁七反二百廿六步

地頭嶋津常陸入道

小、ト無

粟鹿大社定田 五拾貳丁小四拾五步

常荒流失 二丁二反六十步

失、原作失○丁、原イハ
ニ作十、ロト作拾、へ作
拾町一補①○十、へ無
百、ロホ無

佛神田 三十二丁百六十二步

人給 十四丁四反大

但雖相觸不出註文之間任建久九年百姓註文注進之

但、ト作右○任、ト作住
○九、ニ作元 ○註文、
ニ作注進之古儀、原イロ
ホへト無○之、ト無

押坂社

領家淨土寺太政法印
八丁壹反

地頭小比良大夫局

流失 八反

神田 三丁二反

地頭給 五反

定田 三丁六反

三、ロ作二
司、イ無 ○尾、原イロ
ニホ無 ○跡、へ作弘
○四、ト作三 ○願、ト
作願

八幡領
室尾別宮

下司室尾弥四郎入道願蓮御家人
貳十貳丁壹反

補註

(1) この部分の「二丁二反」は鼈頭に示した如く、「二十一丁二反」「二拾二反」とも表記されている。いずれも、その意味する田積は同等であり、その相違はさして重要なものではない。それはともかくとしても、この表記の相違の成立過程は次の二つのうちのいずれかであろう。

(1) 二拾二反↓二十二反↓二丁二反

(2) 二丁二反↓二十二反↓二拾二反

すなわち、「二丁二反」と「二拾二反」とは、表記上全く相容れないように見えるが、その中間に「二十二反」を介在することにより、きわめて近い表記であることが知られるのである。つまり「丁」と「十」

宮、イ作箇

流失 四反

仏神田 十五丁

人給 壹丁七反

定田 五町

前、へ作道

熊野山領 國別當三江地石見前司重氏
澤寺田 五町

巳、ニ作以 ○上、ロ作
三、ホ此下有三字

・巳上神社領

證菩提院領

久世田庄 十九町八反半

半、原作八キ、ニ作八歩
↓補②

神田 四反

寺田 貳反

預所佃 四反

下司給 壹丁

公文給 五反

井料 四反

徴使給 壹反

*公田 拾六町二反半

公以下八字、原ロホ無
今依ハ補 ○拾、ニ無

給、イ作捨 ○丁、へト
作反
井料四反、ロホ無

との混同は、他の箇所でもしばしばみられ、また、「十」と「拾」とは、表記は異なるが、同内容であって、相通するものがあり、この表記の差違も、他の箇所でもしばしばみられるのである。ただ、「二丁二反」という表記の方が「二拾二反」という表記より自然であると考えられるので、先の(2)の変化の可能性が強いように思われる。

(2) この「半」を原本は「八キ」、二本は「八歩」と表記しているが、いずれも一字である「半」を二字と解して誤写したものと考えられる。この類の誤りは原本および二本のみにしばしばみられるが、以下、註記を省略する。

北、ロヘ作比○領、ヘ無

○渡原ホ作復イ作度、

ロ作復 ○庄、原ハニホ

ヘト作土、ロ作土 ○中、

ヘ無 ○左、ト此上有又

字 ○環、原イロ作憶、

ニヘト作渡、ホ作憶、

貳、イ無

東北院領殿下渡庄 領家主御門右中辨 地頭隱岐左衛門入道成佛跡
子息新左衛門尉破壞

与布土庄 五十五町

佛神田 貳丁貳反半

人給 貳丁二反

雜免 五丁五反

糸代并領家預所佃 二丁六反

地頭分 四丁六反

公田 四十貳丁五反

四、ト無

敬、ヘ作勸 ○領、ヘ無

十、ヘ無 ○内、ヘ無

○地、ニ作ノ田

領家四分、ホ無

歡喜光院領
賀都庄

百四十壹町六反貳百六十五步内但中分地

領家四分
上庄

六十八町五反三百步

*常荒流失 壹町二反九十步

佛神田 十壹町八反百廿步

定田 五十五丁五反百步

常以下十一字、ヘト在手
佛神田之次行 ○二、ハ
ト作一
十、ニ無

可、ニ作家

南京西金堂領

下司小谷太郎家茂御家人

西院

十四町七反

已上佛寺領

國衙領

地頭江民部大夫以基後家

佛、へ作御

衝、イへト作衝

以基原イロハニホ作基

へト作塞↓補④○後、原

久世田勘納

十町三反

神田

三反

町、原イロニホ作反

井料

三町

町、原イロニホ作反

定田

七町

品、ホ作州○人、へ作入

遙光寺

四反

下司井上新太郎入道上品御家人

内、ト無

神田

壹反

定田

三反内一反半下司分

枚、諸本作枚、今依意改、

補④参照 ○盛、ホ作盛、

へ作成

枚田郷

四拾三町八反十分除方ミ權門領定

常荒流失

三町四反三百四十歩

七、ニ作三

人給

七丁七反九拾分

宮、へ作當 ○卅、へ作

定田

三拾貳町三反三百歩

二丁、ト作二拾

八幡宮・神人免
卅一丁六反二百六十分



(4) 「以基」を諸本は「基」
「塞」と表記するが、この人
物は『吾妻鏡』にも散見す
る大江以基に間違いない。
おそらく「以基」を「塞」
と誤読し、さらに「基」と
解されたのであろう。参考
まで左に図版を掲げたが、
この署名は「塞」に見える
が「以基」である。

薄以基のサイン

(大日本史料第六編之廿)

(5) この「枚田郷」を諸本
は「枚田郷」としている。
「枚」には「枚」の異体が
あり、事実高山寺本『和名
類聚抄』も「枚田郷」と表
記している(訓みは「比良
多」)。しかし、天平一九年
二月一日付法隆寺伽藍縁

同、ハ此下有入字
十、ニ作中

半、ハ作八十

歩、ロホ無

木、イ作本 ○信濃、ハ
無 ○衛、イ作御 ○義、
原イロハニホト作茂
町、ロホ作反 ○四、イ
無

佛以下七字、ホ追記 ○
二、ニ作一

太、ハ作五 ○入、ト作
人 ○御家人、イヘト無
定、ヘト作之、ニ無
○ハ以下十三字、ハ無
ノ、ニト作之、ホヘ無
与、ヘ無 ○有、ヘ此上有
ト字 ○分、ホ無 ○之、
ト無 ○云、原イロニ
ホ無

赤淵社

十一町百六十八步

地頭中務太郎以清同舍弟土用鶴丸

流失

九反半

神田

二町壹反

定田

八町百六十八步

地頭佐々木信濃四郎左衛門尉泰義

法興寺

六町四反

不出註文之間任古帳註進之

地頭柏原左衛門二郎

新井黒川保 拾七町

常荒流失

一町四反百步

*佛神田

二町七反

人給

三丁八反百拾分

定田

九町八十步

東河郷

四拾町四反四拾步

但建長以後庄号中分ノ地也自弘安七年領家

地頭東河又太郎入道行阿

御家人

除方々權門領定 八幡宮神人免廿八町二百十分

与地頭有中分實否之相論云々

起并流記資財帳には「枚田郷」とみえること、またその訓みを尊重して「枚」をとる。

地頭安坂薩摩左衛門尉祐廣
下庄 七十三丁三百廿步

流失 十五丁六反三百步

佛神田 十七丁三反二百步

定田 十丁八十分

長講堂領 領家六條中將 地頭鎌田新左衛門尉女子

宣陽門院御紙田 十六丁四反百四十分

佛神田 壹町百四十分

地頭給 壹丁五反内河成貳反

下司給 六反

公文給 貳反

職事給 壹反

定田 十三丁

安樂壽院領 院御領 給主修理大夫邦經卿 下司三方三郎行高跡

上田庄 拾三町

不出註文之間任古帳註進之

但下司御家人三方三郎行高近年為本所

被押領之間課役懈怠下司給一丁云々

領、亦無
宜、口作宜 ○門、亦無
壹丁、亦作六反○河、卜
作川、亦此上有五反字
○
事、亦作掌
定田十三丁、亦無 ○十
三丁、二無
領、原イロハニ無、亦此
上有御字 ○院御領、亦
無御、卜無 ○邦 諸本
作郡、今依公卿補任改
○標、亦作綱、へト無
○御、ハ無、イホへ作郷
○下以下九字、へト無
出註文、へ作注文出 ○
註文之、原イロ亦作之注
文○任、へ作経 ○古、
ト作右 ○註、亦無 ○
為へト無 ○本、ハ作
木
被、亦無 ○下、へ作丁
○、原口亦作也

院、へ無 ○左、へ無
○大、へ無 ○濃、原口
ニホ作乃、ト作行○義、
ハ作茂
用、ハ作田 ○三、ホ無
○味、口ハニホへト作味

領家花山院前左大臣家御跡 地頭佐々木信濃四郎左衛門尉泰義
西明寺 八町五反

即寺用三味 一町七反

地頭給 一丁

定田 五町八反

反、へ作町

殿下渡庄 地頭但馬平三郎入道

法成寺 二拾町

流失 十町

領家分 壹町五反

地頭分 八町五反

製倉院領 領家吏長者 被召置闕所之後地頭未補 公文比治太郎
入道生心 御家人

比治庄 拾九町五反 貳百五十二步

佛神田 九反

地頭給 壹町五反

定田 十七丁壹反 貳百五十步

院、へト無 ○領、ホ無
○吏、ハ作史○者、ニ無
○闕、原イロハホ作闕
○之、イ作又 ○頭未、
原作祭、口ホ作祭ト補③
○補、ニ此下有云字○入
道生心、へト無 ○生、
口ホ作主
反、ホ無 ○二、ハ作三
五反、原小書、イロハニ
ホへト無、或符欵
五、へ無

(3) この「頭未」を「祭」
あるいは「祭」と誤写する
のは「頭」に「又」という
異体字があるからである
う。すなわち「又未」であ
れば「祭」「祭」ときわめ
て類似する。

小、へト無 ○比、へ作
次 ○良、ロホへ作郎

衣摺社

十町五反二拾分

地頭小比良大夫局

神社

四丁四反

地頭給

一町

公文給

五反

定田

四町六反二十歩

已上國衙分

庄園領

園、へト作園

本、へ作木 ○郎、イ作文

畠本家一条殿

領家民部大夫

地頭佐貫三郎太郎

御家人、ト無 ↓補⑥

田道庄畠

十五町

公文八代孫五郎入道道佛 御家人

領家分

十二町

給、イ無

地頭給

二町五反

公文給

五反

地頭公文同

地頭公文同、へ作地頭佐
貫三郎太郎御家人公文八
代孫五郎入道道佛

立脇御紙田

五町

又号皇嘉門院御紙田

脇、へ作昭 ○町、原イロ
ハニホ作反

流失

三町五反

本、へ作木

本家分

壹町八反

三、ロ作二 ○内、イ無
○内流失三反、ト作内三
反流、へ無

地頭給

一町三反 内流失三反

(6) この「御家人」の註記を、原本・イ本・ロ本・ハ本・ニ本・ホ本は地頭にかけて、へ本は領家にかけているが、公文にかけるべきである。解説を参照。

領以下七字、イ無 ○地
以下八字、ハ無 ○云々、
ニヘト無、原口ホ作云也

領家八条左少將
物部上庄

十六町五反六十步
地頭左近藏人云々

定田 壹町

流失 五町六反四十步

四、ニ作一

神田 四反

領家佃 五反

地頭給 六反

公文給 六反

定田 八町

家、ホヘ無○近、ヘ無
部、ト作都○太、ト作八
○清、ロ作溝
成、イ作田

本院御領 領家吉田大納言家 地頭小河左近將監真盛
同下庄 八町 公文物部新太郎吉清跡

河成 二反

神田 一町三反百八十分

*地頭給 一町四反小

公文給 一町二反

徴使 二反

神以下十字、イ作神田一
町三反小、補⑦
地以下八字、イ無○給、
原口ハニホ無○小、ニ無
二、ハ作一

已上地頭代如蓮註文定

(7) イ本は神田分と地頭給
分とを、ごちゃまぜに一筆
に記してしまったものと考
えられる。

如、へ此下有蓮字 ○久
へ無 ○町、ニ依紙之破
損不見
等、へト無 ○之、ト作
是 ○之地、へ作是 ○
也、イ無 ○田、へ作文
☆、イ此箇所再記半渡以
下十三字
同、へト作本 ○左、ト
作佐右

但如建久承久建治帳等者十六町五反六十分
云々自元上下庄田數等同之地也半減之上
不註公田之条不審也

☆

同院御領

地頭柏原左衛門三郎恒俊

八条院御紙田

五町七反百四十分

鷹司院御領

地頭同人

上西門院御紙田

五町

左衛門太郎、ト作太郎左
衛門

近衛南殿御領

地頭太田左衛門太郎政頼

由、ロハホへト作田

伊由庄

廿八町

流失

二町壹反

用、ハ作田

寺用

三反

分、へ無 ○二、ホ作三
○等、へト作田

領家分

二町八反 但紙田小使等也

本司

八町八反三百分内

小、へ無○新給分、ト在
于二町五反小之上

二町五反小 新給分

地以下九字、ト在于六丁
三反半之上○公、ト作云

六丁三反半 *地頭名勤仕所當公事

雜、へト此下有用字

公文雜免

一町二反

定田

十三丁六十分

関東給、ト異筆

同庄惣追捕使田 一町四反

惣追捕使中務太郎
関東給

流失 一反小

神田 半

定田 一丁二反六拾分

本院御領、イロホヘト無
○摩、ニ作磨 ○祐氏、
原イロニホ無○氏、ハ作
民四、ト無○五、ニ作二
○九、ホ作九十分、イロ
ハニホヘト無、或衍歟

本院御領、
朝來庄

六十四町五反

地頭安坂薩摩八郎左衛門尉祐氏
公文勢至丸 御家人

佛神田 七町五反十分

地頭給 五町一反廿五分

定田 五十壹丁八反三百廿五分

同、ヘ、無

同余田 十町六反

地頭同薩摩六郎入道専生

領家分 九丁六反

地頭給 一丁

給、ヘ作續

室、ト作宝 ○政、ト作
故巳、ニホ作以○後、イ
作俊○人、原イロニホ無
無地、ト無 ○三、ニ作
二〇二、ニ無

御室御領
和賀庄

地頭大膳亮秀政同舍弟五郎光秀巳下後家女子六人分領
四十一町九反三百四十分

流失無地 三丁八反二百五十分

職、口ホ作穢、へ作家

別以下十字、へト在于次
行而大書 ○納、ト作給
○三丁、ホ無

☆、イ此箇所有御字人字
二条院御領、イ無 ○河、
ホ作阿、ハ此下有内字

○御家人、へト無
枚、諸本作枚、今依意
改、補◎參照 ○廿、イ
作九

二百、へ無 ○廿、ト作
三拾

小、へト無
門、原イロハニホ作同

定以下十一字、原イロハ
ニホ無、今依ト補○内、
へ無

小、へト無 ○長茂舍弟、
へト無 ○舍弟、原イニ
作也、口ホ作ナリ

日以下六字、へト無
旨、ニへト作員

神田ニ反、原イロハニホ
作神田一町七反半ト補◎
人以下七字、原イロハニ
ホ無、今依へト補

ニ反、イロハニホへト
無、或循欵

尉、ホ作殿 ○後家、ハ
無 ○家、ニ作安

由、口ハホト作田

地頭公文兩職分 五町

領家分 卅二丁三反三百步 別納三丁、
左衛門入道給 ☆

二条院御領 地頭東河藤四郎長茂御家人

枚田位田 廿町

流失 二町八反二百廿分

神田 三反小

地頭給 一丁五反内 讚岐房善内、分二反
長茂舍弟

定田 拾五丁三反二拾步内

*地頭雜免 二丁二反小内 藤九郎有茂分五反
長茂舍弟

*日海院宮御領 地頭鎌倉新左衛門尉女子

二条院勅旨田 十町

流失 半

神田 二反

人給 一町七反半

*定田 八町二反

関東御領 預所地頭豊前太郎左衛門尉向氏後家

伊由位田 十八町二反大廿步 又号竹田庄

(8) 原本・イ本・ロ本・ハ
本・ニ本・ホ本は神田分と
人給分とを誤って合成して
しまったものであらう。お
そらく、これら諸本の原本
の誤りであらう。

流失 三町二反半

佛神田 壹町三反卅步

人給 壹町三反十分

定田 十二町三反

嘉、ハホト作喜

領家関東分
本家安嘉門院御領 地頭加治八郎輔朝

多々良岐庄 十三町

神田 二反

二、ニ作一〇丁、ホ作寸
〇雅、へ作新

地頭給 二町八反内雜免一丁八反

徵使給 一町

檜物給 壹丁

定田 十町

神、へ無

本所伊勢太神宮 領家地頭関東御領 給主若宮別當跡

儀部庄 五拾二町壹反二百五拾步

不出注文之間任古帳註進之

給、へ作領 〇道、へ無
〇女、ハ作ノ

廣谷庄 七十町二反

領家地頭関東御領 給主伊賀入道女子跡

二、イ作一
自亥至亥亥、ロホ無

☆ 本家御分 廿七町四反半

領家御分 四十二町七反半

江、へト無

地頭江中務太郎以清同舍弟土用鶴丸

大イハニへト無、○比、
へ作北

佐中庄

三町六反大

又号佐中余田 公文比治刑部左衛門入道
生阿御家人☆☆

○刑へ作形 ○御家人、
へト無
大、へ作半

流失

五反大

寺田

四反

地頭給

四反小内女子分壹反大

定田

二丁三反

壹、ニ作二

同御領島

拾壹町

艱、ニホへト作養

艱父郡

清有、ホ作有清
社、へ作神

當國三宮

領家関東御分

預所地頭神主水谷左衛門大夫清有

水谷大社

六拾九町三反内

水谷大社

十町二反

十、口作丁

流失

三十町七反二百十分

作田

三十八町五反百五十分

*神田

五拾八町四反内

神以下九字、原口ホ無、
今依イハ補 ○内、へ無

作、原作在、イト作在、
ニ作左 ○五、(無)
以、(作已) ○味、(ト
作味) ○視、(作稅) ○
用、(ト無)

丁、(作十) ○般、(作
盤) ○田、(ト無) ○御祭田、
八無

禾、(ト作木) ○末、(ト作
連) ○近、(ト作延) ○之、(無
般、(作盤) ○分、(ト作入

火、(ト作大、(ト作父

八反、(ト無) ○三、(ト
此下有太師字) ○被、(原
イロニホヘト無
上、(原イロニ無

内、(原イロホニ無) ○町、
ニ作十

定、(原イロニホ此下有田
字) ○年、(原イロホ作歲
○貢、(原ロホ作員) ○丁、
口(作十、(原イハニト作
拾

原、(ト作原) ○紙、(以下
六字、(八無) ○絹、(ト作
綾、(ト作絲

八幡領、(ト無

注、(ト作住) ○註、(ニト
作住) ○領、(イ無) ○家、(原ロ

社田 四十八町内 流失廿五丁四反百十分
見作廿二町五反二百五十分

十二ヶ度御祭御衣以下講經三味大祝用等也

散在分

安美郷 六町二反内 二丁大般若田供僧二口分
四丁二反六月臨時御祭田

石禾庄 一町六反 歲末御祭田
近年為地頭唯佛光寺被押領之間經上訴云々

善住寺庄 壹丁 大般若田供僧一口分

朝倉庄 八反 二月火替御祭田

高田郷 八反 元三御祭田
為地頭忠員被押領之間經上訴云々

已上五十八町四反

小佐郷 五反 為地頭代被押領之間經上訴云々

土田郷 二反 當知行

公田 十町二反内 流失二町四反二百分
預所得分壹丁

定御年貢田 九町二反内見作六丁七反六十分

安樂壽院并領家御方備進厚紙并卷絹云々

八幡領 地頭原七郎入道

龜別宮 十二町六反

不出注文之間任古帳註進之

ニホ此上有吉字 ○太、
ハ此上有小字
追、ハ作進○法、ホ無○
橋、ハ作極
百、ハ無

法勝寺領 領家押小路中納言家 公文小谷太郎家茂御家人
糸井庄 七十四町二反三百分 惣追捕使善法橋栄能

佛神田 八丁八反三百分

人給 五町四反

定田 六十町

夷、ハ作史 ○波、イホ
ヘト作萩
庄、ト作郷○三、ニ作二
○四、ニ作五

穀倉院領 領家吏長者 地頭萩野三郎頼定
高田庄 三町三反百四十分

佛神田 六反半四十分

預、ハ作領、ト作影

領家預所佃 三反

地頭給 六反

公文給 三反

定田 一町四反二百八十分

二、イニ作三

悲田院領、ハ無 ○丈、
ニ作大 ○地以下八字、
ハ在于前行之傍 ○石、
ハ無 ○次、原口ハホハ
作治、ト作二 ○郎、ホ
無

悲田院領 領家方丈沙汰 地頭石岡兵衛次郎入道
輕部庄 五拾六町九反百七十分

佛神田 三丁九反三百分

地頭給 五丁一反大三十六步

輕、ハ作朝
丁、原イロホハ作十、ハ
ト作拾 ○反、ホ作丁

定以下十三字、原イロニ
ホ無、今依へ補

勝、口作照 ○領、へ此
上有院字、○右大將家、

ホ無 ○預、ト作影、○
作、イニ作佐、○那、原イ

口ホト作郡、へ無↓補⑨
五、ハト作三

同領、イ無 ○院、ニ無
○五、イニ作三

建、口作速
講、ハ作護

*定田 四十八町一反二百十四分

尊勝寺領 領家右大將家 預所越中都作那 下司三方權守清行

大屋庄 四十四町五反五百步

同領 領家門滿院宮 下司建屋五郎大夫女子 御家人

建屋庄 四十四丁八反二百七拾步

神講田 二町百分

人給 三町九反三百步

定田 三十八町二反百五十分

同寺領 領家備中法眼俊快女子君 地頭石和田又太郎光時

同新庄 七町壹反三百十分 御家人

佛神田 五反

領家佃 一反

地頭給屋敷 九反

井料 三反

定田 五町四反三百步

給、へ無 ○敷、へ作鋪
反、イ作石

(9) この「都作那」は「都
維那」とすべきように思う

入道実円、口無
三以下六字、口無

講、へ無、ト此上有田字
〇二、ニ作一

二、イ作三

定、イニ此下有田字

徵以下七字、原イロニホ
作徵使大長、ハへト作徵
使大長二反、今依意改一
補⑩

一反内、口ホ無

八木、原イロニホ無、〇

〇又三、ト作亦二、〇三、
へ作太〇円、原イロニホ
作田

末、へト無

同、原イロハニホ無

普、原イロハニホ作不

〇半、ニ作余

勒、口ホ作勤 〇二、口
ニ作一 〇半、ニ作余

成勝寺領 領家内大臣法印源助

朝倉庄 三十六町五反

佛神講田 四町二反

領家佃 二町

預所小佃 二町

地頭給 二町五反

惣追捕使 一町

定使給 五反

徵使給 一丁二反

定田 廿三町一反 内地頭雜免一丁五反

悲田院領 領家方丈沙汰 地頭八木又三郎入道覺円御家人

八木庄 六十壹町二十歩

天台末寺 領家山門

不動寺 三町九反六十歩

同

普賢院 壹町五反半

弥勒寺 二町壹反半

(10) この部分は意味によつたが、おそらく「給一丁」あるいは「給一町」「給一里」の草書体を「大長」と誤読したのであろう。

鐘以下六字、へト無 ○
八以下九字、ト作石和田
又太郎光時御家人

嵯峨二尊院領
宿南庄

地頭八木左衛門太郎重直
十三町百四十步

石以下十一字、ト作八木
左衛門太郎重直
屋、ト作南 ○工、イ作
二 ○大、ロホ無

建屋紙工

三丁六反大

地頭石和田又太郎光時御家人

神田 一反

地頭給 五反大

定田 三町

門、イ無

二、ロホ作三 ○六、原
イロニホへ無

三方紙工

廿三町八反二百六十六步

地頭源左衛門太郎入道

神田 五反

地頭給 六町一反三百廿四步

公田 拾一町一反三百二分

四、へ作貳

号土田郷、原イロニホ無

号土田郷
石禾上郷

地頭土田六郎兵衛尉則直跡
七拾町三反百七十分

八幡神人免廿四町六反

禾、ト作木 ○八以下十
字、へ無○嚙、ト作根

方々佛神田 九丁七反二百廿分

人以下十一字、原ロホ
無、今依イ補

人給 十九丁三反九拾五分

定以下十三字、原ロホ無、
今依イ補

*定田 四十一丁二反二百二十步

門、ハ無 ○連、ハ作達
加以下六字、ヘト無

土、ホ作上

六、ト作四 ○四、ト作六

墓、諸本作墓、今依南禪

寺文書改ト補⑩ ○土、
ホ作上

禾田、ト作香 ○尼、イ
作左、ホ作厄

自宮至☆宮、ハ無

恒、イト作垣、ロ作帽

○富、原ロハホ作分田、
ト作分、ニ作倉、補⑩參

照 ○富以下十字、イ
無、○押、ハ無 ○領、

ト作被 ○云々、ロホ作
云也、ニ作云、ト無

二、ロ作三

町、ホ作十 ○反、原イ
ホ無

富ト補⑩ ○二、ニ作一

一分方 拾四町二百廿六分地頭長左衛門、四郎長連、加佛神田等定

四分方 五拾六町二百卅四步地頭土田又太郎高茂御家人

墓垣村地頭職 土田六郎時春御家人

藤和谷地頭職 石禾田尼蓮阿御家人

☆小佐郷 地頭四人 百十七町七反二百五拾二分 加恒富并新赤崎押領定云々

流失河成不作島成 十町八反百九十二分

神和 三町八反三十步

人給 九町

恒富 三十二町百十九分

定田 五十六町九反百九分内

一分方 十八町九反大三十二步 地頭尾張入道

二分方 三拾七丁九反半十七分内

一方 十七町九反半三十步 地頭伊達五郎三郎

三郎、ハ無
半、ニ作余

(11) 諸本は「墓」を「基」と記しているが、『南禪寺文書』上卷八四号南禪寺塔頭慈聖院領諸庄園重書目録に「一、但馬国土田郷内墓垣村地頭職事」とあることより、「墓」に改める(太田文は何度かの伝写を経て

いる)。

(12) この「恒富」はこの外に、上文の小佐郷の割注として、また下文に「恒富方」として、計三箇所みられる。そしてこの「富」は「倉」「分田」「合田」「人口田」「畠」などと表記されている。しかし、これらはいずれも「富」の異体字から派生したものであると考ふるべきである。

阿、原作河、イ無 ○波、
イ作池 ○孫、原イロホ
作絲

地以下八字、原イロハニ
ホ無
富、原ニ作倉、ロハホ作
分田、ト作戸田、補②參
照○領、原イロニホト作
被○二、イ作三

二、へ無

定以下十三字、原ロホ無
今依イハ補 ○廿七、ト
無

人、ホ無○領、ニ作預
十、へト此下有八字

肥塚、ハ作豚 ○蓮、へ
作連○蓮心、ト無

地以下七字、ホ在于徵使
給之次行 ○町、へ作反
反、ハ作町
二、ニト作三、ホ此下有
十字○丁、原イロハニ作
十

一方

十七町九反半三十步

地頭阿波孫五郎

恒富方

三十二丁四反百十九分 加朝倉押領二反定

地頭安原兵衛入道

流失

七反二百四十分

☆☆

不作

壹町

畠成

一町二反百九十二分

人給

四町四反三百步

*定田

二十三町九反三百廿七分

大惠保

十四町二反百五十分

地頭肥塚三郎跡七人分領

岩崎村

四町二百七拾七分

地頭肥塚三郎入道蓮心

神田

小

*地頭分

一町七反

徵使給

一反

公田

二丁二反五十七分

同、(作肥塚、ト無) ○
行、ト作何
三、(無) ○十、ト此下
有二字

大惠本郷 五町六反百三十分

地頭同七郎入道行西

佛神田 三反

地頭分 六反

公文給 五反

公田 四町二反百三十三分

与垣村 四町壹反百八歩

神田 一反三百四十八分

地頭分 二町四反

公田 壹町五反百二十分

二、ニ作一

二、ト作三

等、ト無、ニ此下有分字
村、(作邑) ○女子分、
ニ無

小田村

地頭女子等
四反女子分

奈、原イホ(ト作桑) ○

二反 奈長弥二郎妻女

良、(ト作原、以上ト補

一反 伊佐十郎妻女

⑬ ○二、ニ作次、(ト作

一反 箕田女子分

女、ホ無

箕、ト作葉 ○分、イ無

肥、(無)

地頭肥塚三郎後家
十町

國、ロホ無

長田野國領畠

十町

(13) この「奈良」は「桑良」
あるいは「桑原」とも表記
されているが、二方郡温泉
庄に「地頭奈良九郎太郎宗
光・同舎弟二郎左衛門尉正
員」なる人物がみえ、一族
と考えてさしつかえないも
のと判断して、「奈良」を
とった。

院御領、へ無 ○清、へ作請 ○角、原イロニ作折、へ作扇、へ作眉 ○折、へ作打 ○太、ト此上有新字 ○妙、ホ作竹角、原イロ作扇、ホ作眉、ト作眉、へ無 ○又、ホ無 ○明、原イ作領、ニ作伯、ホ作側、へ作但、イ無仏、へ作弘
 那、原イホ作部
 ④、ト此箇所有竄入ト補高以下十字、ロホ無 ○同、ト作地頭履行 ○太、ニ作木 ○真、ハヘト作直、ニ作貞
 妙蓮子、ハト無
 沼、諸木作治、今依意改、補◎参照 ○御家人
 尻、ロホ作尾、ハ作尾
 ○尉、ホ無 ○分、ロホ無 ○半、ハ作半 ○坂、イへ無 ○仏、へ作弘 ○領、イ作妨
 領家二条殿、原イロニホ無 ○下以下六字、ト無於、原イロホ無 ○者、ト無 ○兵衛、へ無 ○道、ロホ無 ○運、へ無 ○と、ロホ作也
 成、へ此上有領家字 ○勝、イ作崎 ○栄、イ作永 ○分、ト作領 ○夫、ホ作天 ○二、へ作治間、イト作門
 用、ハ作田
 大、へ作小

院御領 領家左馬權頭重清
 石禾下庄 三十二町一反百分内中分 地頭角折太郎入道 妙蓮跡

石禾村 地頭角折又太郎入道明佛子息四郎國綱

那木谷村同五郎入道行仏

☆高瀬村 同太郎真綱女子

*八郎兵衛入道光佛領中分

妙蓮子

女子沼田尼領中分 御家人

公文瀧尻小太郎左衛門尉重綱 但中分後半分致 行仏被押領

領家二条殿 下司御家人跡

赤崎庄 十七町四反廿分

於下司職者筑後三郎兵衛入道女子与本司

今井四郎入道道運相論云々

成勝寺殿 領家實榮律師 地頭関東御分 給主仁夫彦二郎時隆

浅間寺 十八町六十分

寺用 四町五反大

人給 三町二反大

(14) ト本はこの部分に建屋庄の「神講田」以下「同新庄」までの四行と「和賀庄」以下「枚田位田」までの六行、計一〇行(いづれも傍書を記すが、行數としては数えない)が竄入している。

(15) この「御家人」は「公文瀧尻小太郎左衛門重綱」にかかるものと解すべきであらう。

十、へ作五

定田

十町二反六拾步

氣多郡

八幡領、へ無 ○衝、へ

八幡領

作御

伊福別宮

五町六反二百六十步

地頭青島兵衛入道親佛

町、ホ作十

同、ト作八幡

同宮領

春日社

四丁九反六十分

地頭同人

兩以下十五字、原イロニ

ホ無 ○兩、ト作西 ○注、

ト作住 ○之、へ無

領、イ無 ○岩、ト此上

有山名字 ○藤、ト作勝

○了、原イロニホ無

*兩所共不出注文之間任古帳註進之

伊勢太神宮領

領家岩倉皇后宮權大進

地頭樂前藤内兵衛入道

太多庄

八拾壹町六反百十八步

了二

流失

一町半

佛神田

四町八反五十分

給、口作終

人給

廿六町七反百七十一步

定田

五十町二百五十七分

次、原口ハニへト作治

○願、ハ作領

熊野山領

觀音寺

九町四反二百四十分

地頭太田三郎次郎入道行願

二町、ト作四町四反大↓
補⑥

定以下七字、ト無、補⑥
参照

野、ニ無
町、ニ作十〇九反、ト作
四反大、補⑥参照

宮、原口ハニヘ無 〇領
イ無 〇禾 ト作木

能、ヘ作庶 〇実、ヘト
作貫

椒、原イロニホ作柳、ヘ
ト作樹 〇宮、原イロハ
ニホト作當 〇八丁三
反、ト無

二、ホ作一 〇丁、イ作
十 〇反半、イ作半反

四、ニ作廿
熊、原作能 〇一、ヘ無
〇官、イロハニホヘト作

新、ヘ作親

領、ホ無 〇沼、諸本作
治、今依意改、補⑥参照

円、ト作九 〇宮、ハホ
作當 〇八反、ハ無
中、ヘ無

廿分、原無
用、ハ無 〇拾、ニ此上
有四字

即寺田

不動堂

*定田

新熊野領

円提寺

八幡宮領

椒別宮

佛神田

人給

定田

熊野領

新宮田

八幡宮領

円山別宮

法勝寺末寺

國分寺

寺用田

三町

二町

四丁四反大

地頭同人

五町九反

下司石禾九郎能実御家人

八丁三反

二丁九反半

一町二反

四丁一反三百步

國神主一廳官

三町

地頭沼田小太郎入道願西

八反

領家白川中將

三拾四町廿分

拾町八反三百分

(16) ト本は不動堂分と定田
分とをごちゃまぜに一筆に
記しまったのである。ま
た、円提寺の田数も、ト本
はこの田数にひきつられて
間違えたものと思われる。